

拡大型指名競争入札の公表

令和3年12月9日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 長内 和彦

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

なお、本競争入札の入札手続きは、電子入札（東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という）
電子入札システム利用者登録未了の者にあっては郵送入札）により行います。

また、本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」である。

本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表開示試行工事」である。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項【指名者・非指名者共通事項】

1-1 工事の名称	道央自動車道 旭川管内橋梁補修工事
1-2 工事場所	自) 北海道美唄市 至) 北海道旭川市
1-3 工事種別	橋梁補修工事
1-4 工事概要	本工事は、道央自動車道の旭川管内の橋梁及びボックスカルバートの損傷箇所の補修、コンクリート片はく落対策等を行うものである。 ・断面修復工 約46千L ・はく落防止対策工 約4千m ² ・伸縮装置取替 約120m
1-5 工期	契約保証取得の日の翌日から720日間
1-6 余裕期間制度	本工事は、土木工事共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。 余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日後

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項【指名者・非指名者共通事項】

2-1 指名競争入札実施理由	本工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第6条第2項-②-ア)に該当するため、拡大型指名競争とする。
2-2 契約図書の交付方法等	契約図書：本工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。 なお、本競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。 また、競争参加希望者は、契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本競争入札に参加しなければならない。 (1)拡大型指名競争入札の公表（本書） (2)標準契約書案 【土木工事契約書】を使用すること (3)入札者に対する指示書 ①以下の②以外の者（指名者・非指名者共通） 【電子入札】を使用すること ②次のいずれかに該当する者 【郵送入札】を使用すること ・指名者のうち、記3-1「指名通知の日」においてNEXCO 東日本電子入札システム利用者登録未了の者 ・NEXCO 東日本に対して競争参加資格確認申請をし、契約責任者から競争参加資格があると認められた非指名者のうち、記4-2「競争参加に必要な条件」(1)に示す競争参加資格確認結果通知日においてNEXCO 東日本電子入札システム利用者登録未了の者 (4)共通仕様書 特記仕様書記載の共通仕様書を使用すること

	<p>(5) 特記仕様書</p> <p>(6) その他設計図等</p> <p>(7) 金抜設計書</p> <p>(8) 競争参加資格確認申請書</p> <p>(9) 入札書 記 6-2 「入札・開札執行」(1)のとおり</p> <p>(10) 単価表 記 6-2 「入札・開札執行」(1)のとおり</p> <p>交付期間：令和 3 年 12 月 9 日（木）から令和 4 年 1 月 13 日（木）まで 交付方法：以下のとおり、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること。</p> <p>(上記(1)及び(5)から(9)に示す契約図書) https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service</p> <p>(上記(2)から(4)に示す契約図書) https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/</p>
2-3 契約担当部署	<p>NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12 番 30 号 (電話) 011-896-5777 (mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp</p>

3. 指名通知に関する事項【指名者に関する事項】

3-1 指名通知の日	令和 3 年 12 月 9 日
3-2 指名基準	<p>(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成 17 年度細則第 16 号）」第 6 条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 指名通知の日において、工事種別「橋梁補修工事」にかかる東日本高速道路株式会社の「令和 3・4 年度工事競争参加資格」を有していること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO 東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けていること。</p> <p>(4) 指名通知の日において、NEXCO 東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領」に基づき、「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと。 ※指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。</p> <p>(5) 平成 18 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。</p> <p>同種工事：下記を必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) トンネル、橋梁（上部工又は下部工）、又はボックスカルバートにおいてコンクリートの断面修復を実施した工事 b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制又は片側交互通行規制）を実施した工事 <p>なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。 当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。</p> <p>ただし、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。</p> <p>また、非指名者において記載した工事が、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」）を発注者から通知されている場合で、次の①又は②に該当する工事は施工実績として認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事 ② 上記以外の高速道路会社、国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事 <p>(6) 次に示す監督を担当する部署の施工管理業務の受注者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に次に示す施工管理業務の受注者でないこと。 [施工管理業務の受注者]</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 保全点検業務等（道路保全点検業務等）の実施に関する年度協定 土木施工管理業務 旭川管内施工管理業務 (受注者：㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道) (7) 令和元・2年度に完成したNEXCO東日本における当該工事種別（橋梁補修工事）の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。 (8) 指名通知の日において、業態調書の当該工事種別（橋梁補修工事）に希望する工事エリア（北海道）で登録していること。 (9) 電子入札システムの利用者登録完了していること。
3-3-1 指名通知の方法 (電子入札システム利用者登録済みの者)	<p>記3-2「指名基準」を全て満たす者（指名者）のうち、記3-1「指名通知の日」においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録済みの者に対しては、電子入札システムにおいて「指名通知書」を発行するため確認すること。 <u>なお、電子入札システムにおいて、当該指名通知書に係る「受領確認書の提出」は不要とする。</u></p>
3-3-2 指名通知の方法 (電子入札システム利用者登録未了の者)	記3-2「指名基準」を全て満たす者（指名者）のうち、記3-1「指名通知の日」においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録未了の者に対しては、書面により「指名通知書」を発行するため確認すること。
3-4 指名取消し事由	<p>指名者は、次の「指名取消し事由」に該当する場合には、その旨を届け出ること。</p> <p>[指名取消し事由]</p> <p>(1) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人であること。 (2) 記5-1から記5-3に示す「指名取消し事由」に該当する法人であること。</p>
3-5 指名者の承諾事項	指名者は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条第4項第六号に関し、当該排除要請等の対象法人ではないことを承諾の上で入札に参加すること。

4. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項【非指名者に関する事項】

4-1 非指名者の競争参加資格	<p>非指名者のうち次の①又は②のいずれか及び③に該当する者は、本競争入札に参加することができる。</p> <p>①NEXCO東日本の「令和3・4年度工事競争参加資格」の有資格者のうち指名基準の(1)から(3)及び(5)から(7)を満たす者 ②NEXCO東日本の「令和3・4年度工事競争参加資格」の無資格者のうち指名基準の(1), (3)及び(5)から(7)を満たす者 ③審査基準日（記4-3「競争参加に必要な手続」(1)に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日をいう。以下同じ）から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。</p>
4-2 競争参加に必要な条件	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。 競争参加資格確認結果通知予定：令和4年1月26日（水） (2) 開札時において、工事種別「橋梁補修工事」にかかるNEXCO東日本の「令和3・4年度工事競争参加資格」を有していること。</p>
4-3 競争参加に必要な手続	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出《記4-1①, ②の者ともに必要》 作成方法：交付する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり 提出期限：令和4年1月13日（木）午後4時00分 提出場所：本工事の「契約担当部署」 提出方法：書留郵便又は電子メールにより提出（普通郵便、持参による提出は受け付けない。） （書留郵便等・電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）（提出期限までに必着） 提出書類：競争参加資格確認申請書（様式1） 施工実績（様式2） 各 正1部、副1部</p> <p><u>(注) 競争参加資格確認申請の手続きは、NEXCO東日本電子入札システム利用者登録の有無にかかわらず、電子入札システムではなく、上記(1)に示すとおりとする。</u></p> <p>(2) NEXCO東日本の「令和3・4年度工事競争参加資格」審査申請書の作成及び提出 【要注意】記4-1②の者のみ必要 作成方法：NEXCO東日本ホームページ『令和3・4年度競争参加資格審査のご案内【工事】』 参照 ⇒https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/ 提出期限：下記の提出場所に確認すること。 提出場所：NEXCO東日本本社経理財務部調達企画課 （住所）〒100-8979 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 新霞が関ビルディング17階</p>

	<p>(電話番号) 03-3506-0214</p> <p>提出方法：事前に一度電話連絡の上、書留郵便でのみ受付 (書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。) (提出期限までに必着) 〔宛名面に「緊急認定」と記載すること。〕</p>
4-4 電子入札システムにおける「指名通知書」の発行（電子入札システム利用者登録済みの者）	<p>競争参加資格があると認めた者のうち、記4-2「競争参加に必要な条件」(1)に示す競争参加資格確認結果通知日においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録済みの者に対しては、以降の手続きを電子入札システム上で行えるよう、競争参加資格確認結果通知（書面による通知）と合わせて、電子入札システムにおいて便宜上「指名通知書」を発行するため確認すること。</p> <p>なお、電子入札システムにおいて、当該指名通知書に係る「受領確認書の提出」は不要とする。</p>

5. 競争参加資格（指名取消し事由）に関する事項【指名者・非指名者共通事項】

5-1 施工管理業務の受注者等との資本又は人事面の関係	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと（指名取消し事由の場合は「関与した者であること」に読み替える）、又は現に下記②に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（指名取消し事由の場合は「関連がある者であること」に読み替える）。</p> <p>① 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者 ②) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者 <p>② 施工管理業務の受注者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 保全点検業務等（道路保全点検業務等）の実施に関する年度協定 土木施工管理業務 旭川管内施工管理業務 (受注者：㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道)
5-2 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（指名取消し事由の場合は「該当する関係があること」と読み替える）（別紙1「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」参照）。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>1. 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ）の関係にある場合 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合 <p>2. 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ）の一方が、民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）を現に兼ねている場合 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 <p>【役員の定義】</p> <p>会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 <ol style="list-style-type: none"> a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

	<p>c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く）</p> <p>iv) 組合の理事</p> <p>v) その他業務を執行する者であって、i)～iv)までに掲げる者に準ずる者</p> <p>【管財人の定義】</p> <p>民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす）</p>
5-3 競争参加資格に関する留意事項	<p>本工事の受注者、本工事の下請負人又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工管理業務」を請負うことはできない。</p> <p>なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>①当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者</p> <p>②業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p>

6. 入札・開札に関する事項【指名者・非指名者共通事項】

6-1 見積活用方式の概要及び留意事項	<p>(1) 本工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式（以下「本方式」という。）の対象工事です。</p> <p>(2) 見積活用方式の概要</p> <p>本方式は、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、入札者から参考見積書の提出を求め、参考見積書提出後 NEXCO 東日本が、参考見積書に記載された内容（設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか）について確認を行い、確認過程で必要に応じて見積内容に関する問合せを入札者に対し行い、参考見積書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた参考見積書又は訂正参考見積書（これら以下「最終参考見積書」という。）を活用して契約制限価格の設定する方式をいう。</p> <p>(3) 参考見積書の提出期限等</p> <p>入札者は、「見積対象」とされた項目の参考見積書を、次に示すとおり提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 参考見積書提出期間 競争参加資格確認申請書の提出期限に同じ。 ② 参考見積書提出場所 記2-3記載の「契約担当部署」 ③ 参考見積書提出方法 書留郵便等（普通郵便、持参による提出は受け付けない。） 書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。（提出期限までに必着） ④ 提出書類 参考見積書（様式3-1、3-2、3-3）及び添付資料 ⑤ 提出部数 書面：正1部、副1部 <p>C D-R : 1部（添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料は Microsoft Excel2013 形式以下で保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存）</p> <p>(4) 参考見積書に関する問合せ</p> <p>参考見積書提出後、NEXCO 東日本が行う見積内容の過程において、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認を行う参考見積書に関する問合せは、参考見積書提出期限以後令和4年1月27日（木）から令和4年2月16日（水）までの間を予定とし、申請書に記載された担当者宛に連絡を行います。</p> <p>なお、参考見積書に関する問合せの方法は、担当者宛に電子メール又は電話による問合せ又は日時を定めたうえ Web 会議システムにより行うことを想定しています。</p> <p>(5) 訂正参考見積書の提出期限等</p> <p>入札者は、上記(4)の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出して下さい。</p>
---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>① 訂正参考見積書提出期間 令和4年2月24日（木）午後4時00分まで。</p> <p>② 訂正参考見積書提出場所 記2-3記載の「契約担当部署」</p> <p>③ 訂正参考見積書提出方法 書留郵便等（普通郵便、持参による提出は受け付けない。） （書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）（提出期限までに必着）</p> <p>④ 提出書類 訂正参考見積書（様式3-1、3-2、3-3）</p> <p>⑤ 提出部数 書面：正1部、副1部 C D - R : 1部（添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料はMicrosoft Excel2013形式以下で保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存）</p> <p>なお、上記(4)による問合せが無かった入札者及び上記(4)による問合せが有った者でも訂正の必要が無い入札者は、入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ訂正参考見積書を提出するものとする。</p> <p>(6) 上記(3)若しくは必要に応じて上記(5)に示す提出期限までに参考見積書又は訂正参考見積書（これらを以下「最終参考見積書」という。）の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。</p> <p>(7) 入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額は、入札時に最終参考見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。</p> <p>(8) 入札者は、入札書を当社に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはしない。</p> <p>(9) 最終参考見積書において、当社が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者に異なる理由等について聞き取りを行ったうえ、聞き取りを行った事由が不適當と認められる場合は、当社に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格（又は指名）を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。</p> <p>(10) 契約後、入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票」の提出を求めるとともに実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行う場合があり、受注者はこれに協力するものとする。</p>
6-2 入札・開札執行	<p>(1) 入札書の提出</p> <p>提出期限：令和4年3月9日（水）午後4時00分</p> <p>提出場所：記2-3記載の「契約担当部署」</p> <p>提出方法：①下記②以外の者（指名者・非指名者共通） 電子入札システム ②次のいずれかに該当する者 書留郵便等（普通郵便、持参による提出は受け付けない。） （書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）（提出期限までに必着）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名者のうち、記3-1「指名通知の日」においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録未了の者 ・NEXCO東日本に対して競争参加資格確認申請をし、契約責任者から競争参加資格があると認められた非指名者のうち、記4-2「競争参加に必要な条件」(1)に示す競争参加資格確認結果通知日においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録未了の者 <p>書類の作成：入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。</p> <p>①入札書：[電子入札の場合]入札者に対する指示書[12]を参照のこと。 [郵送入札の場合]入札者に対する指示書[12]を参照の上、様式6を使用すること。</p> <p>②単価表：入札者に対する指示書[13]を参照の上、様式については金抜設計書に基づき作成のこと。但し、消費税及び地方消費税相当額欄は記載しないものとする（表紙は様式4のとおり）。</p> <p>③総合評定値通知書（経審）の写し：入札者に対する指示書[14]を参照のこと。</p> <p>(2) 開札</p> <p>開札日時：令和4年3月14日（月）午前10時00分</p> <p>開札場所：NEXCO東日本 北海道支社 [郵送入札の場合]入札室</p>

	<p>(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて【郵送入札の場合】</p> <p>開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合においては、再度入札は辞退したものとみなす。</p> <p>(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>自動落札方式</p> <p>(6) 単価表の提出及び確認</p> <p>当初の入札に際し、当初の入札書に記載の入札金額に対応する単価表の提出を求める。なお、入札時に単価表の提出のない者がした入札は無効とする。単価表は、NEXCO 東日本が交付した金抜設計書を基に、単価及び金額を記載した上で提出すること。</p> <p>(7) 低入札価格調査</p> <p>本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。</p> <p>また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、上記の最低入札価格がその価格未満である場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。</p> <p>低入札価格調査については、入札者に対する指示書「[25] 低入札価格調査」を参照すること。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7. その他の事項【指名者・非指名者共通事項】

7-1 質問の受付	<p>(1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。</p> <p>①受付期間：指名通知の日から令和4年3月1日（火）午後4時00分まで</p> <p>②受付場所：記2-3記載の「契約担当部署」</p> <p>③受付方法：質問書面（様式自由）を書留郵便等又は電子メールにより提出（受付期間内必着）（普通郵便、持参による提出は受け付けない）</p> <p>なお、書面には、回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電子メールのアドレス並びに電話及びFax番号を併記するものとする。</p> <p>書留郵便等又は電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。</p> <p>(2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。</p> <p>①回答予定日：原則として、質問書を受け取った日（各日午後4時00分まで）の翌日から5日以内（休日を除く）</p> <p>②回答方法：NEXCO 東日本ホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本公告名」の「備考」）に掲載する ⇒https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service</p> <p>(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本ホームページを参照すること。 ⇒https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/</p>
7-2 その他	<p>(1) 単価協議 有…入札者に対する指示書[26]を参照のこと。</p> <p>(2) 入札保証 不要</p> <p>(3) 契約保証(履行ボンド) 必要…入札者に対する指示書[29]を参照のこと。</p> <p>(4) 契約書の作成 必要…入札者に対する指示書[30]を参照のこと。</p> <p>なお、作成方法については、落札者と協議する。</p> <p>(5) 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(6) 入札の無効 入札者に対する指示書[27]を参照のこと。</p> <p>(7) 支払条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払金 有：請負契約書第35条第1項に基づき前金払の請求をすることができる。 　　ただし、請負代金額が東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第281条の規定を満たさない場合はこの限りではない。 ・部分払 有：請負契約書第38条第1項に基づき部分払の請求をすることができる。 <p>(8) 配置技術者</p> <p>契約締結後、特記仕様書「現場代理人等に関する事項」に記載の諸条件を満たす技術者を配置しなければならない。なお、諸条件を満たす技術者を配置できないときは、契約解除等の必要な措置を講ずる場合がある。</p> <p>(9) 火災保険等の付保</p> <p>特記仕様書「保険の付保」に定めるとおりとする。</p> <p>(10) スライド条項の適用</p> <p>請負契約書第26条5項（単品スライド）及び6項（インフレスライド）について適用する。</p> <p>(11) 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項</p>

	<p>①「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付、国総建第155号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から3年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。</p> <p>②「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年5月31日付、国土建第119号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。</p> <p>③上記①又は②に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。</p> <p>(12) 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更</p> <p>本工事は諸経費に含まれる内容のうち、「共通仮設費（率分）のうち營繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。</p> <p>營繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費 （宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）</p> <p>労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、本書面を受け取った日の翌日から7日（休日を除く）以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。説明を求める場合の手続については、競争参加資格確認結果通知において示す。

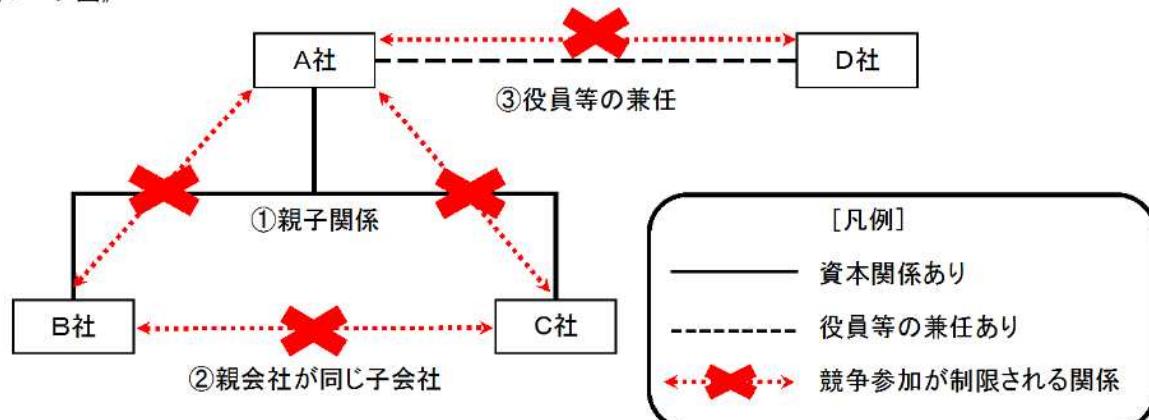
拡大型指名競争入札の公表 別紙1「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」
(記5-3 関係)

■競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係について

○競争参加が制限される関係(例)

- ①子会社と親会社の関係にある場合【資本関係】
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合【資本関係】
- ③役員等を兼任している場合【人的関係】

《イメージ図》

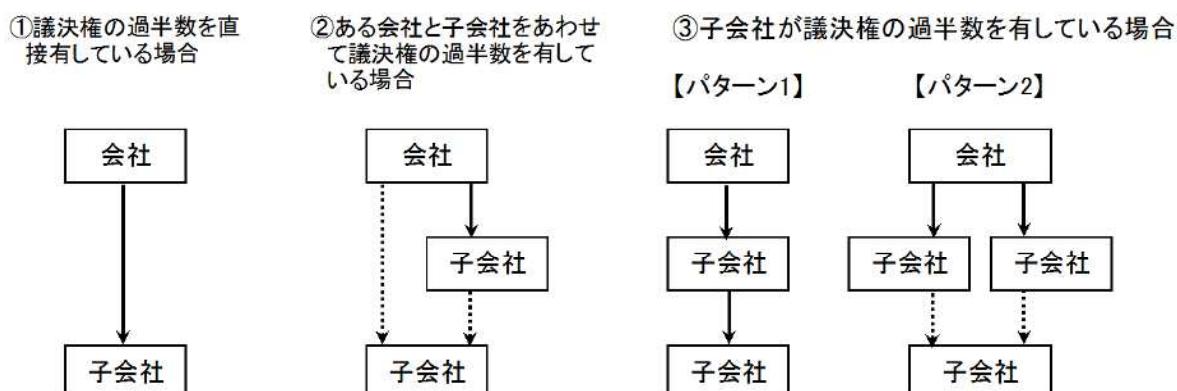


○子会社と親会社の関係(例)

ある会社からみた場合の子会社とされる会社の例は以下のとおりです。

- ①議決権の過半数を有している場合
- ②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合
- ③子会社が議決権の過半数を有している場合

《イメージ図》



※この図の「子会社」からみた「会社」が親会社となる。

[凡例]

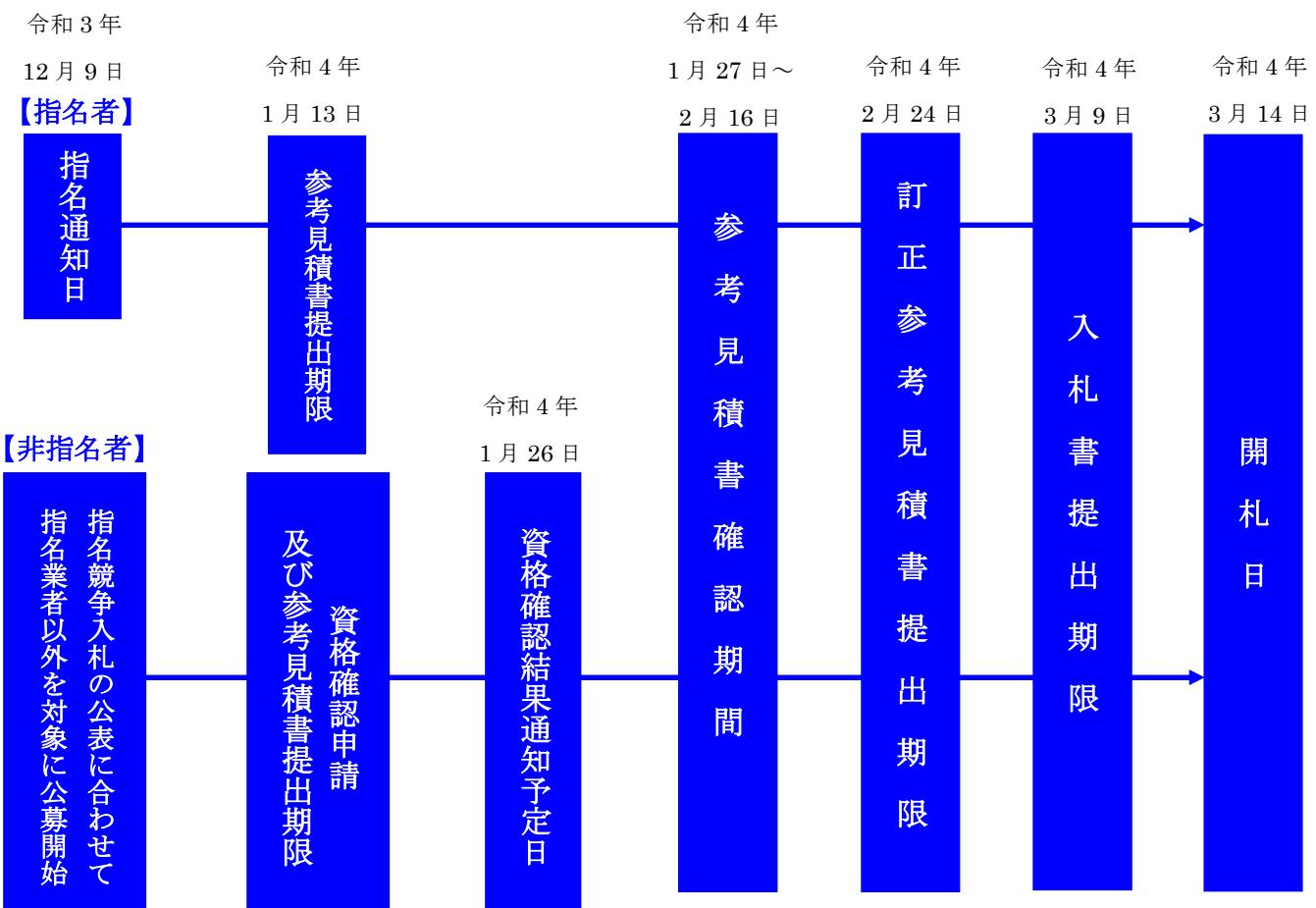
- 議決権の過半数を有している
-→ 合算すると議決権の過半数を有している

拡大型指名競争入札方式について

○ 概要及び目的

公募を併用した指名競争入札方式であり、一般競争入札で入札公告により競争参加希望者を募集しても希望者が極めて少なく十分な競争が確保されない場合や指名競争入札を行った際に参加者の多くが辞退し、有効な入札を行った者が 1 者のみとなって指名競争入札が競争不成立となる場合などに対応するため、指名競争入札により有資格業者を指名して確実な競争参加を確保するとともに、一般競争入札と同様、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、更なる競争性の拡大を期待した制度です。

○ 手続きの流れ



※なお、令和 3・4 年度競争参加資格の無資格者は、開札の日までに必要な工事種別にかかる資格の認定を受ける必要があります。